

情報通信 おきなわ

2024



総務省沖縄総合通信事務所

Okinawa Office of Telecommunications
Ministry of Internal Affairs and Communications

令和6年度 沖縄総合通信事務所重点施策



便利で快適！デジタルの力で創る、明日の沖縄

うちなー



新型コロナウイルス感染症の影響が大幅に和らいだことから、沖縄県では観光業その他の行動制限で影響を受けた産業についても活性化が期待されています。さらに、社会経済に大きな影響を与えたコロナ禍により、デジタル化による新たなサービスの創出につながるなど新たな時代の潮流をもたらしています。

他方、政府においては、地方が人口減少や少子高齢化、産業空洞化など様々な社会課題に直面していることから、デジタルはこれら社会課題を解決し新しい付加価値を生み出す鍵と考えています。

このような考えから、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」の推進を進めています。

この構想の基本方針を通じて、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援するとともに、地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けて取組みながら、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざします。

デジタルの力で地方が日本の主役になる未来が始まっています。

今こそ、デジタルの実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要です。

こうした中、沖縄総合通信事務所では、今年度の重点施策となる「便利で快適！デジタルの力で創る、明日の^{うちなー}沖縄」をキャッチフレーズとし、5Gを始めとしたデジタル基盤整備、デジタル実装による様々な課題解決の支援を行いながら、地域のすべての皆様がデジタル化のメリットを実感できるよりよい未来の創造へ取り組んでまいります。

目次

I 活力ある多様な地域社会の実現に向けた地域DXの推進とそれを支える情報通信環境の整備

デジタル基盤の整備等 1

デジタル実装による課題解決 3

サイバーセキュリティの確保 6

デジタル人材の育成・確保 7

誰一人取り残さないための取組 10

電波有効利用の促進 14

II 防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心なくらしの実現

災害時における情報通信ネットワークの確保 16

重要無線通信妨害対策及び不法無線局等の対策 22

電波を安心・安全に利用するための周知・啓発 24

船舶の安全航行のための無線通信システムの普及促進 25

III 情報通信行政の適正かつ効率的な実施

情報通信行政の適正かつ効率的な実施 26

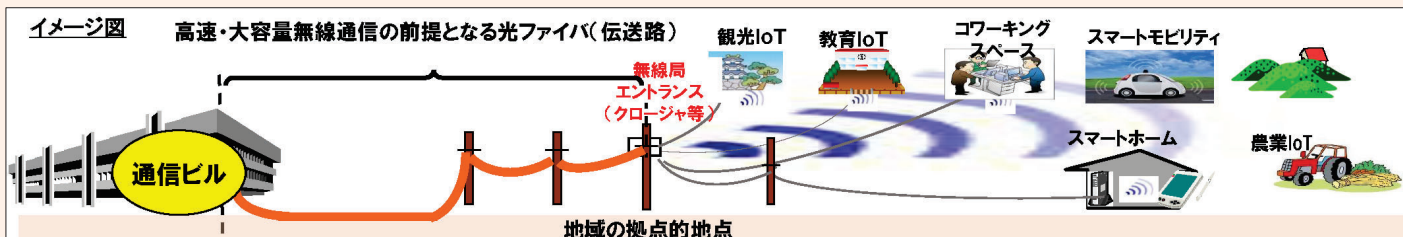
5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域における、地方公共団体、電気通信事業者等による光ファイバの整備や、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理を支援します。

無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）により、5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、**高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等（無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合）の整備を支援（整備費の一部を補助）**します。

また、同事業の離島伝送用専用線維持管理事業により、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関しても支援（経費の一部を補助）します。

- ・ **事業主体：**
直接補助事業者→自治体、第3セクター、一般社団法人等
間接補助事業者→民間事業者
- ・ **対象地域：**地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
- ・ **補助対象：**伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む)等
- ・ **負担割合：**

(自治体の場合)		(第3セクター・民間事業者の場合)	
【難易度】*	国 4/5 自治体 1/5	国(中・大企業) 4/5 3セク・民間 1/5	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
【その他の条件不利地域】	国(1/2) 自治体 1/2	国 1/3 3セク・民間 2/3	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿



* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
令和5年度補正予算においては、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。
(いずれの場合も高度化しない更新は対象外)

※無線システム普及支援事業費等補助金(高度無線環境整備推進事業)は、光ファイバ整備の一層の促進を図ることを目的として創設。無線線の前提となる光ファイバの整備を行うことで、地域が抱える課題解決の手段となり得る情報通信基盤の整備を支援。また、設備の維持管理の負担が大きいため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費を支援。

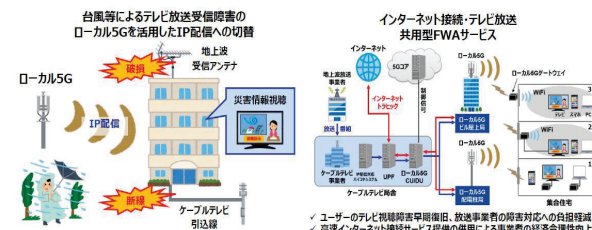
2

住民の生活や経済活動に必要不可欠となった高度な移動通信システムである、5Gの普及を促進します。5Gに必要なインフラの整備を促進するとともに、地域の企業等が柔軟に構築できるローカル5Gの導入を支援します。

「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」を踏まえ実用局として無線局免許

【免許人】沖縄ケーブルネットワーク(株)

- FWAシステムによる高速インターネットサービスを用いて、防災、減災に寄与するIPの映像配信及びその他のサービス提供を行う。
- 免許年月日：令和4年5月1日



事業主体：J TOWER
実施地区：石垣市野底
利用予定：NTTドコモ／
ソフトバンク

事業主体：J TOWER
実施地区：竹富町黒島宮里
利用予定：NTTドコモ／
ソフトバンク

事業主体：J TOWER
実施地区：宮古島市来間赤字原
利用予定：NTTドコモ／ソフトバンク／
楽天モバイル

事業主体：J TOWER
実施地区：伊是名村伊是名
利用予定：NTTドコモ／沖縄セルラー電話／
ソフトバンク

事業主体：JTOWER
実施地区：宜野座村松田
利用予定：NTTドコモ
ソフトバンク

事業主体：JTOWER
実施地区：宮古島市池間
利用予定：NTTドコモ
ソフトバンク

沖縄管内における
携帯電話等エリア整備事業
(高度化施設整備事業)整備状況

事業主体：J TOWER
実施地区：南大東村旧東
利用予定：NTTドコモ／
ソフトバンク

事業主体：JTOWER
実施地区：糸満市金武原
利用予定：沖縄セルラー電話／ソフトバンク／
NTTモバイル

- ✓ インフラシェアリング事業者(※)に対して補助金交付を決定。(※満市金武原地区は全国初)
 - ✓ インフラシェアリングを活用した基地局整備により、今後、5 Gネットワークの整備の加速が期待される。
- (※)JTOWERは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者。

地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を加速・高度化させるため、地域の状況に応じて、地域課題解決モデルの創出等を総合的に支援します。

地域デジタル基盤活用推進事業により、地域におけるデジタル技術を活用した課題解決の取組を促進するため、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した**地域課題解決の取組**を、**計画策定支援、実証事業、補助事業**により、総合的に支援します。

【事業概要】対象・申請主体は、地方公共団体、企業・団体など

①**計画策定支援(導入計画策定のコンサルティング)**
地方公共団体内における予算要求、国の支援への申請・提案等にご活用いただけるような計画書の作成、デジタル技術導入に向けた地域課題の洗い出しや整理を支援。
内容：専門家(コンサルタント等)による伴走型支援※支援先団体の費用負担なし。課題の整理状況に応じて、「地域課題整理コース」と「ソリューション実装コース」を用意。

②**実証事業(先進的ソリューションの実用化支援)**
ローカル5Gをはじめとする新しい通信技術を活用した、全国共通に抱える地域課題の解決、地場企業の事業活動の効率化・合理化、に資する先進的なソリューションの実用化に向けた実用化を支援。

支援形式：定額支援

事業要件：

ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6E/7などの無線通信技術を活用していること。

③**補助事業(地域のデジタル基盤の整備支援)**
デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な、通信インフラなどの整備費用を補助。

補助率：補助対象経費の1/2

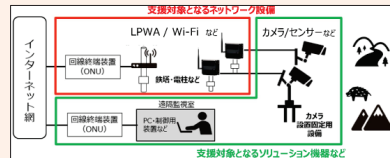
補助対象：

無線ネットワーク設備

(ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど)。

無線ネットワーク設備に接続するソリューション機器及びこれらと不可分な設備

・機器・ソフトウェア。



①計画策定支援
導入計画策定のコンサルティング

何かを推進するに当たって、課題の洗い出しや整理を支援したい。

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定等を専門人材が支援します。

②実証事業
先進的ソリューションの実用化支援

新しい通信技術(ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6E/7等)を活用して地域課題の解決を図る先進的ソリューションの実用化に向けた社会実証を支援します。

③補助事業
地域のデジタル基盤の整備支援

通信インフラ(ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど)の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組を支援します。

①計画策定支援

＜内容＞ 支援先団体のご意向も踏まえつつ、それぞれの状況に応じて必要な支援を実施します。

＜ご支援する検討事項の例＞

- ・地域の抱える課題の全体像の整理
- ・デジタル技術の活用による課題解決の可能性
- ・取組の優先順位
- ・ネットワーク構成・機器、事業者選定等の要件
- ・導入・運用コストや費用対効果 等

＜対象＞ デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている又はその関心のある地方公共団体など

※ 財政力指数1以上の地方公共団体及びその地域内に設置・運用しようとする団体又は本支援の対象外となります。

※ 地域課題の解決に資する課題を整理するための計画策定を支援します。

※ 地方公共団体以外については、地方公共団体が設置する法人又は非営利法人による応募となります。

②実証事業

＜実施主体＞ 地方公共団体、企業・団体など

＜対象となる通信技術＞

- ローカル5G
- Wi-Fi HaLow
- Wi-Fi 6E/7 などのワイヤレス通信技術

※ 上記以外の通信技術については個別に相談ください。

＜実施形態＞

請負(定額)

＜事業規模の目安＞

1千万～1億円程度

※ 2 採用する通信技術の課題や費用対効果は踏まえて、提案の内容・規模を評価させていただきます。詳細な内容・費用の目安を定めていただくことが必要です。

※ 3 原則として、ネットワーク構築などのハードウェアの導入費用は対象外です。既に設備が整っている場合は、システムやアプリケーション等での対応に限定させていただきます。

③補助事業

＜対象＞ 地方公共団体、企業・団体など

※ 1 企業・団体の事業活動に資する場合は、補助対象となる事業活動が明確であることが必要です。

※ 2 企業・団体の事業活動に資する場合は、補助対象となる事業活動が明確であることが必要です。

＜補助対象＞

- ① 無線ネットワーク設備 (ローカル5G、Wi-Fi、LPWA)
- ② ①に接続するソリューション機器

※ 3 ①に接続するソリューション機器とは、無線ネットワーク設備と一体として使用され、物理的に分離できないものを指します。

※ 4 PC・制御機器、カメラ/センサーなどとは、無線ネットワーク設備と一体として使用され、物理的に分離できないものを指します。

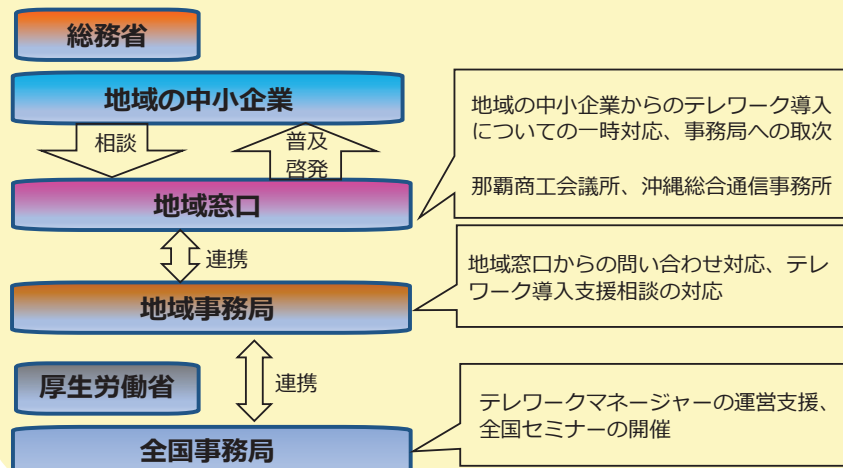
＜補助率＞ 補助対象経費の1/2

※ 補助金に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

テレワークの普及・定着を図るため、テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発を実施します。

テレワーク・ワンストップ・サポート事業

○テレワーク・ワンストップ・サポート事業は、テレワークを導入するうえで、多くの企業・団体に共通して課題となるICTと労務管理の双方をワンストップで解決できる支援事業として、厚生労働省と連携して実施しています。



厚生労働省・総務省 テレワーク・ワンストップ・サポート事業

テレワーク総合ポータルサイト

テレワークに関する様々な情報を得るためのWEBサイトです

各種情報はここから！

セミナーやイベントに参加したい

助成金について知りたい

テレワーク実施上の留意点や先進的な取組事例などを知りたい

テレワークの相談をしたい

テレワークに関しては、「民間に聞いたことばかり、よくわからない」、「どんなメリットがあるのかわからない」、「テレワークを導入したいが手配がわからない」、「テレワークは安全で安心な方法なのか」といった方も多くお問い合わせいただいております。ぜひ、テレワーク総合ポータルサイトをぜひ活用ください。相談の場、相談の場、相談の場をぜひ活用ください。お問い合わせください。

テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/>

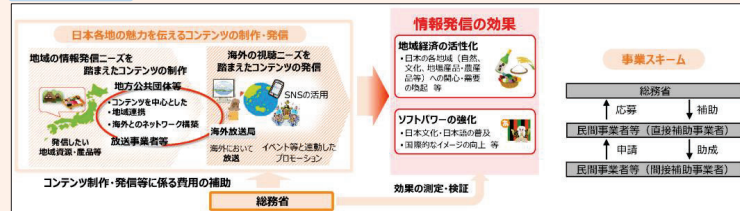
テレワークについての様々な情報を簡単に得られます！ぜひご利用ください！

厚生労働省 総務省

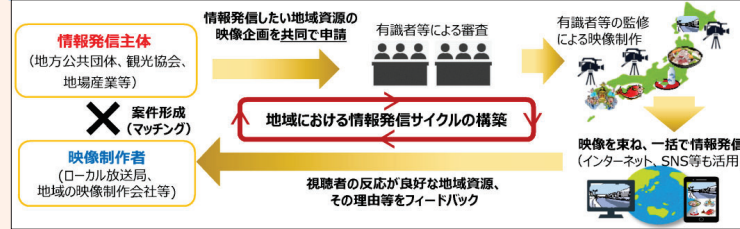
放送コンテンツの制作・流通機会を提供し、映像制作者等のノウハウや海外とのネットワークを活用しながら、地域における連携体制の構築を支援します。

放送コンテンツの海外展開による地域経済の好循環の実現とソフトパワーの強化のため、**放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業（補助事業）**により、**地域における連携体制を構築**し地域からの情報発信を推進、**映像コンテンツを活用した地域情報発信（実証事業）**により、情報発信ニーズが高い、国・地域について**効果的な発信方法を検証**します。

補助事業イメージ



実証事業イメージ



【沖縄管内関係の採択実績】

放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業

○令和4年度 琉球朝日放送株式会社、対象国等：台湾
 多国籍の外国人ゲストが、最新グルメやアクティビティ情報を通じて沖縄県の魅力を発信する異文化トークバラエティ番組。
 ○令和5年度 株式会社日本電波ニュース社、連携地域：北海道・都府・沖縄県、対象国等：ベトナム
 ベトナムの若手インフルエンサーが日本各地の魅力的な乗り物を通し、それらの歴史やトリアなどを知りながら、景勝地や名産品などその土地ならではの魅力を伝える番組。

映像コンテンツを活用した地域情報発信実証事業

○令和4年度 沖縄県×琉球放送株式会社、対象国等：英国・仏国
 沖縄が発祥の地といわれ世界中に愛好家がいる「空手」を軸に、沖縄伝統空手の魅力や文化的独自性を発信し、人的交流や観光琉球放送株式会社需要増加を狙う。
 ○令和5年度
 ・沖縄県×琉球放送株式会社、対象国等：豪州・ニュージーランド
 琉球王国時代に育まれた琉球料理を継承しつつ現代風にアレンジした「琉球ガストロノミー」の魅力を、歴史・文化や沖縄の風景と共に紹介し、来日客の増加につなげる。
 ・座間味村×琉球朝日放送株式会社、対象国等：同上
 座間味の海、山、花、空などの美しさを神秘性と色彩で表現し、自然文化や食文化などを体験するアドベンチャートラベルとして紹介し、来日客の観光消費額拡大につなげる。



Learn the essence of "OKINAWA KARATE" in Okinawa, the birthplace of karate



The appeal of "Ryukyu gastronomy," a result of a unique food culture



テレワークトップランナー2023 取組事例集

令和5年11月28日

テレワークトップランナー2023 施策概要

- ・テレワークの導入・活用を進めており、加えて優れた取組を行っている企業・団体を「**テレワークトップランナー2023**」として選定・公表。
 - ・その中で、特に優れた取組を行っている企業・団体には**総務大臣賞**を授与。表彰式は、厚生労働大臣賞（輝くテレワーク賞）、地方創生担当大臣賞（地方創生テレワークアワード）と合同で開催。
- ＜参考：近年の「テレワーク先駆者百選」総務大臣賞 受賞企業＞*本年度から名称及び審査基準等を変更
 令和4年度：アル（株）、（株）イクスピア、（株）シズル、ソフトバンク（株）、（株）PHONE APPLI、（株）コロ
 令和3年度：愛和総務士法人、（株）エグゼクティブ、（株）三枝協、（株）ニッパ、日本航空（株）、ネットリンクス（株）
 令和2年度：江崎クリオ株式会社、株式会社キャスト、チュリット保険会社、富士通株式会社、八尾トータル機器株式会社

令和5年度募集期間 6月6日(火)～7月31日(月)

特に優れた取組を行っており、広く一般に向けて特に発信すべきもの

①テレワークの活用による経営効果の発揮、②テレワーク時のコミュニケーション・マネジメントの課題解決、③地域産業の活性化や地域情報発信の推進等の地域課題解決への寄与につながる取組、テレワーク活用実績を総合的に評価

テレワークの導入・活用を進めており、加えて優れた取組を行っている

1. テレワークの十分な利用実績
テレワーク対象従業員割合、対象従業員テレワーク実施者割合、テレワーク実施者のテレワーク実施頻度
2. 以下の①～③に該当する優れた取組（複数項目にわたる取組も可）
①テレワークの活用による経営効果の発揮
②テレワーク時のコミュニケーション・マネジメント課題解決
③地域産業の活性化や地域情報発信の推進等の地域課題解決への寄与につながる取組

総務大臣賞
テレワーク
トップランナー
2023

総務大臣賞受賞者
について
・取組に関するメディアからの
取材・情報発信を予定
（新聞、就職・転職情報
メディア等を予定）

テレワークトップランナー
2023選定者について
・「テレワークトップランナー
2023」のロゴを付与

（参考）近年の「テレワーク先駆者百選」選定企業・団体数：令和2年度 60団体/ 令和3年度 124団体 / 令和4年度 70団体

https://www.soumu.go.jp/main_content/000914502.pdf

電気通信事業者や放送事業者をはじめとする産業界の多様な主体のサイバー防護能力を強化するため、サイバー攻撃情報や脆弱性情報を共有する体制を構築します。

沖縄サイバーセキュリティネットワークの概要

- 沖縄管内のサイバーセキュリティに関する啓発活動などを目的に平成27年3月20日設立。
- 内閣府沖縄総合事務局、沖縄県警察本部、総務省沖縄総合通信事務所の3者で構成。
- 構成3者をそれぞれ事務局としており、主たる事務局は内閣府沖縄総合事務局（経済産業部）に位置付け。
- サイバーセキュリティに関する注意喚起やイベント周知は、構成3者及び連携団体のメルマガ（約17,000件）などを活用。

内閣府 沖縄県
沖縄総合事務局 警察本部
沖縄総合通信事務所

沖縄総通主催のイベント等開催実績（令和5年度）

○ サイバーセキュリティセミナー沖縄 in ReorTech EXPO 2023

日時：令和5年11月8日（水）～令和5年11月30日（木）
場所：オンラインアーカイブ配信（ResorTech EXPO 2023 in 沖縄 オンライン会場）
講演：人をターゲットにしたサイバー攻撃とその対策について
講師：岡村 耕二 氏（九州大学副学長、情報基盤研究開発センター長、サイバーセキュリティセンター長）
共催：沖縄サイバーセキュリティネットワーク



※ResorTech Okinawaは、沖縄においてデジタル社会を実現していく中で社会・経済DXを推進する取組の総称。ResorTech（リゾテック）とはResort（リゾート）とTechnology（テクノロジー）を掛け合わせた言葉。

○ サイバーインシデント演習 in 沖縄

日時：令和5年11月28日（火）14:00～17:00
場所：沖縄産業支援センター
講師：川口 洋 氏（株式会社川口設計 代表取締役）
講演：サイバー攻撃の情勢及び対応策について
演習：セキュリティ事件・事件発生時の効果的な対応について
共催：沖縄サイバーセキュリティネットワーク



○ サイバーセキュリティ月間セミナー in 沖縄

日時：令和6年2月27日（火）14:00～16:30
場所：オンライン開催
講演：沖縄県内企業を取り巻くサイバー犯罪の状況について
講師：石川 翔太 氏（沖縄県警察本部サイバー犯罪対策課情報セキュリティアドバイザー）
講演：総務省のサイバーセキュリティ政策の動向
講師：宮野 哲史 氏（総務省サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐）
講演：中小企業を取り巻く脅威の動向とサイバーセキュリティ対策
講師：滝沢 秀明 氏（独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター）
共催：沖縄サイバーセキュリティネットワーク



サイバーセキュリティの確保

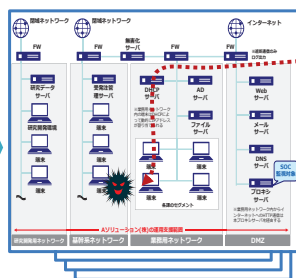
デジタル人材の育成・確保

実践的な対処能力を持つセキュリティ人材等を育成するため、国の行政機関、地方公共団体及び重要インフラ事業者等を対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）を実施します。

演習のイメージ

我が国唯一の情報通信に関する公的研究機関であるNICTの長年の研究で得られた技術的知見と最新情報を活用し、実際に起こりうるサイバー攻撃事例を再現した最新の演習シナリオを用意。

北陸StarBED技術センターの大規模高性能サーバ群を活用



企業・自治体の社内LANや端末を再現した環境で演習を実施
受講チームごとに独立した演習環境を構築



演習模様
専門指導員
による補助

チーム内での
議論を通じた
相互理解

本番同様の
データを
使用した演習

インシデント（事案）
対処能力の向上

令和6年度の実施計画

コース名	演習方法	レベル	受講想定者（習得内容）	受講想定組織	開催地	開催回数	実施時期
A	集合演習	初級	システムに携わり始めた者 （事業発生時の対応の流れ）	全組織共通	47都道府県	64回	7月～翌年1月
B-1		中級	システム管理者・運用者 （主体的な事業対応・セキュリティ管理）	地方公共団体	全国11地域	18回	10月～翌年1月
B-2				地方公共団体以外	東京・名古屋・大阪	13回	翌年1月
C		準上級	セキュリティ専門担当者 （高度なセキュリティ技術）	全組織共通	東京・大阪	5回	11月～翌年1月
フレCYDER	オンライン演習	-	・CSIRT / 情報システム課に配属されたばかりの方 ・IT / DX 推進リーダー、個人情報を取り扱う方、一般職員 ・組織の幹部層、経営層の方	全組織共通	オンライン演習 （受講者職場等）	2回	地方公立病院を襲うランサムウェア編 5～7月 新コンテンツ（開発中） 10～1月

沖縄県内
実施

○Aコース
11/26 那覇

○B-1コース
11/27 那覇

(主催) 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会※
(共催) 総務省
※産業界との結びつきをより強めるため主催を総務省から当協会へ移行。

高齢者等のデジタル活用の不安解消のため、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う講習会を実施します。

デジタル活用支援推進事業により、「デジタル格差」の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を実現するため、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、オンライン行政手続等のスマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を全国において引き続き実施するとともに、携帯電話ショップがない市町村での実施を推進します。



- ・ **施策の目的等**：年齢や地理的な条件等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指し、民間企業や地方公共団体などと連携し展開。
- ・ **施策の対象**：民間事業者等（携帯キャリア、地元ICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等）等
- ・ **施策の内容**：スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う講習会を開催する民間事業者等に対し、講習会の開催に係る経費を補助。
- ・ **補助率**：10/10
- ・ **補助対象経費**：講習会を開催するための人件費、委託費、会場費、印刷費等

【講習会の例】

- ・ **基本講座**：スマートフォンの基本操作、インターネットの利用方法など。
- ・ **応用講座**：マイナポータルの活用方法、e-Taxの利用方法、オンライン診療の利用方法など。



デジタル活用支援推進事業サイト



自治体向けPRペーパー



電気通信事業者等と連携した出前講座（e-ネットキャラバン）を支援するなど、青少年のインターネットの安心・安全な利用の促進のための周知啓発を実施します。

★ 安全なインターネット利用の能力向上に向けての取組

e-ネットキャラバン・e-ネット安心講座

e-ネットキャラバンは、子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての児童、生徒・保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省・文部科学省が協力して開催するものです。

e-ネット安心講座は「判断力等の不十分な子どもがネットの被害者・加害者にならないための提案」を行うものです。講座には「小学3・4年生向け」「小・中学生向け」「中・高生向け」「保護者・教職員等向け」があります。



「春のあんしんネット 新学期一斉行動」

多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、フィルタリング利用の推進や青少年・保護者等のインターネットリテラシーの向上に向けた取組を展開。メディアによる周知啓発など実施しています。



安心・安全標語募集

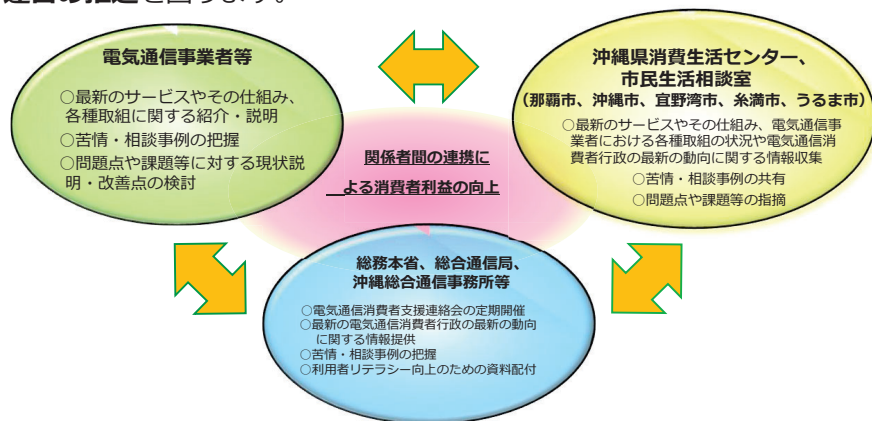
情報通信利用者が情報通信を安心安全に利用するためのルールやマナーなどに関する意識や知識の重要性に気づき、考えるきっかけとすることを目的に「情報通信の安心安全な利用のための標語」を募集しています。



電気通信消費者利益の向上のため、消費生活センター、電気通信事業者等の関係者により継続的な意見交換を行なう等、消費者関係施策を一体的に推進します。

★ 沖縄電気通信消費者支援連絡会

消費生活センター並びに電気通信事業者等の連携体制の確立を図ることにより、電気通信サービスに関する関係者間における円滑な情報提供、消費者トラブルの円滑な解決の促進、消費者視点を反映した行政運営の推進を図ります。



沖縄電気通信消費者支援連絡会
(年2回開催)

日頃の相談業務で抱えている電気通信サービスへの疑問等についてフリーディスカッションにより意見・情報交換を行い、消費者相談員、事業者・関係団体及び総務省との間で認識の共有を図ります。

★ 消費者支援センターとの連携

沖縄県消費生活センターに寄せられた令和4年度の苦情相談件数は4,421件、その内、「移動通信サービス」に関する相談※は140件で、全体の3.2%を占めています。

出典：沖縄県消費生活センター情報

県内の信書便事業の状況を勘案しつつ、信書便サービスの認知度の向上と市場の活性化を図っていきます。

信書便事業への参入を検討している企業に対しては、信書便事業への参入手続き等に関する情報を提供していくとともに、既存の信書便事業者に対しては、講習会、自己点検等を通じて、法令遵守及び業務の適正な管理を求めています。

★ 信書とは

はがきや手紙のように「特定の受取人に対して、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に定義されています。

信書に該当する文書

- ◆書状(はがき、手紙)
- ◆請求書の類 ... 納品書、領収書、見積書、申請書、契約書、承諾書、レセプト、推薦書、注文書、年金に関する通知書
- ◆会議招集通知の類 ... 結婚式等の招待状、業務報告書
- ◆許可書の類 ... 免許証、認定書、表彰状
- ◆証明書の類 ... 印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、履歴書
- ◆ダイレクトメール ... 受取人が記載されている文書等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文書が記載されている文書

信書に該当しない文書

- ◆書籍の類 ... 新聞、雑誌、会報、会誌、講習会配布資料、研究・卒業論文、作文、図面、カレンダー
- ◆カタログ
- ◆小切手の類 ... 手形、株券、為替証書
- ◆乗車券の類 ... 航空券、定期券、入場券
- ◆会員カードの類 ... 入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ◆ダイレクトメール ... 専ら街頭や店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレット



令和6年度信書便制度周知用ポスター

★ 信書便制度の概要

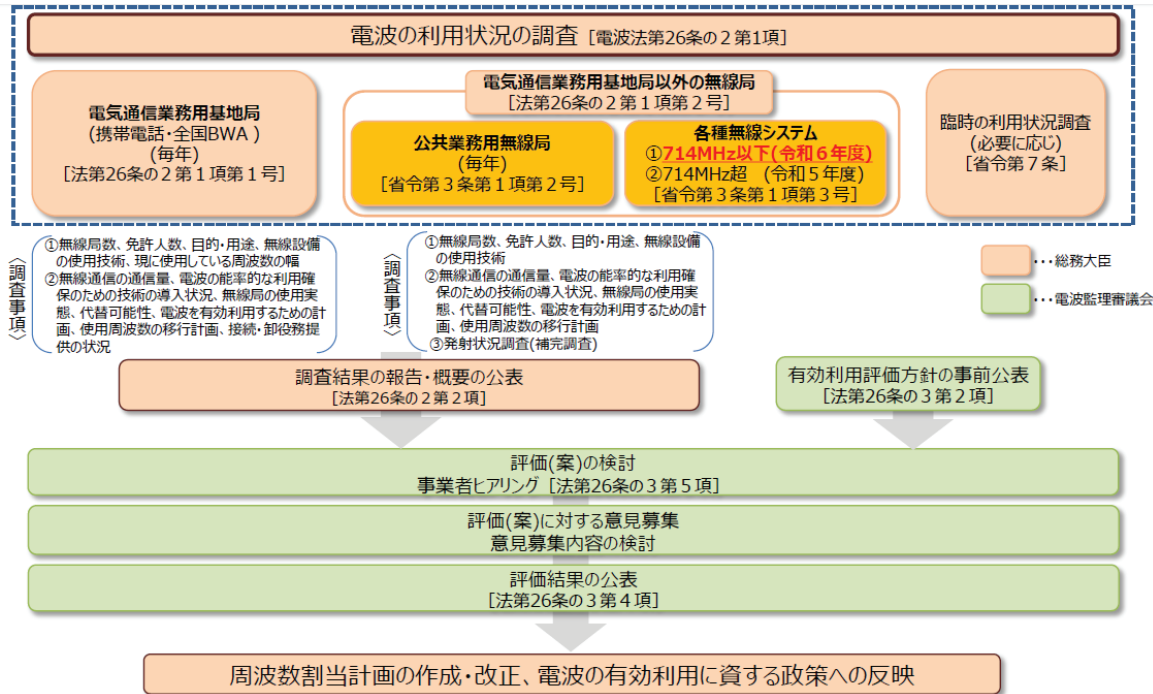
信書便事業には、一般信書便事業と特定信書便事業の二つの類型があります。一般信書便事業はすべての信書の送達が可能となる全国全面参入型の事業、特定信書便事業は利用者の高度化・多様化するニーズに応えるため、創意工夫を凝らした付加価値の高いサービスを提供する特定サービス型の事業となります。

沖縄管内では、特定信書便事業に12者(令和6年3月末現在)が参入しています。

特定信書便の役務



新たな電波利用のニーズに答えるため、今後の技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現、周波数の再配分に資する電波の利用状況を調査公表するとともに、迅速な技術開発、産業の活性化などに資する特定実験試験局制度の活用を推進します。



特定実験試験局制度ってなんだろう？

総務大臣があらかじめ公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいいます。

これにより、実験試験局を簡便かつ短期間で開設できることから、迅速な技術開発や製品化等、産業の活性化に貢献できるものと期待されています。

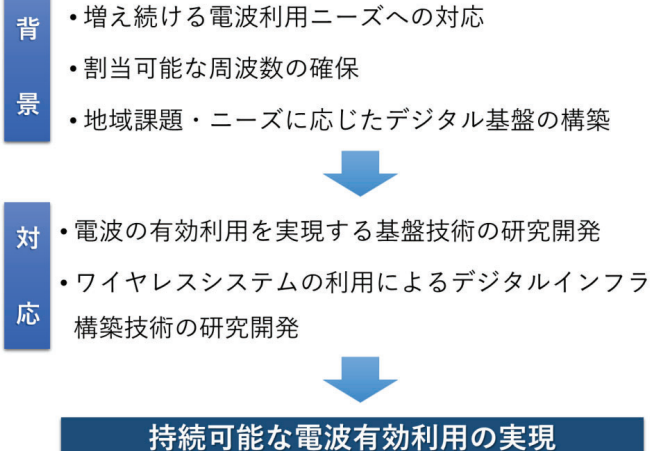
「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の後継施策である「持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業(FORWARD)」により、独創性や新規性に富む研究や地域社会の活性化を促す研究を推進します。また、同事業の知名度の向上のため周知広報を実施します。

英語略称：FORWARD

(Fundamental Technologies for Sustainable Efficient Radio Wave Use R&D Project)

事業の目的に合致する優れた研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関等から広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究開発を委託する競争的研究費です。

- ・提案公募型研究開発
- ・競争的研究費制度
- ・電波利用料を財源とする「委託事業」



事業の目的に鑑み、次の研究開発課題を公募

①電波有効利用基盤技術部門

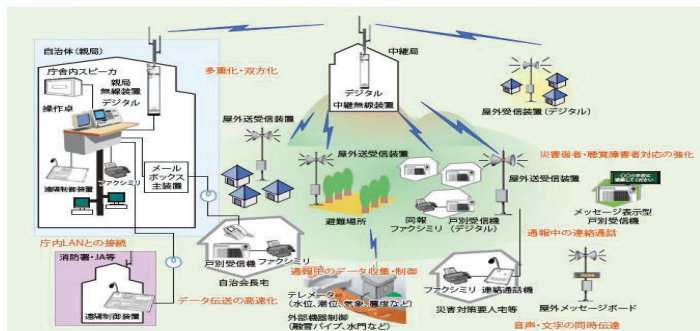
持続可能な電波の有効利用実現のため、電波の有効利用を促進する基盤技術の研究開発を行う課題を対象とします。

②デジタルインフラ構築部門

地域課題の解決や地域ニーズに対応するため、IoTやローカル5G等をはじめとするワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラを整備・運用する際に必要となる技術の研究開発を行う課題を対象とします。

防災関係機関による情報伝達や住民への避難指示が確実に行われるよう、災害に強い情報通信ネットワークの構築を推進します。また、大規模災害等により平常時に使用している通信手段が使用できない場合を想定した非常通信ルートを確認するための検証を行います。

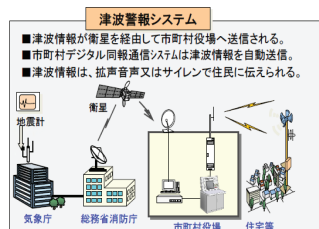
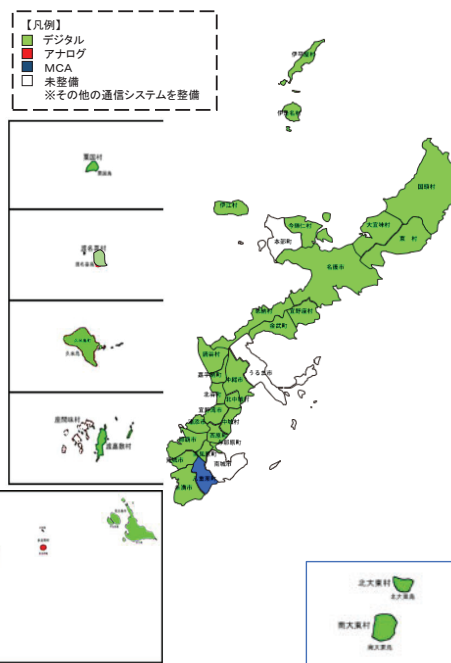
沖縄管内の防災行政無線（同報系）の整備状況



同報系防災行政無線をデジタル化した自治体は、**41市町村のうち35市町村**となります。（令和6年3月末現在）

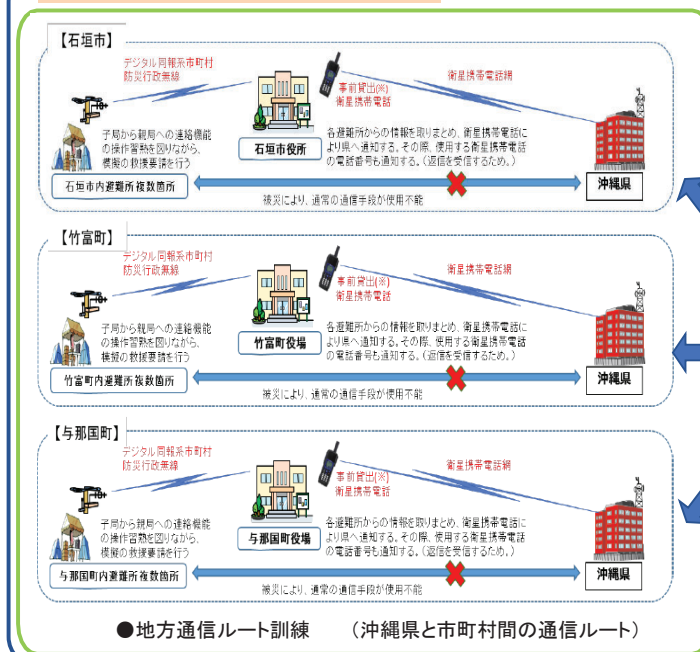
災害に強い情報ネットワークの構築のため、同報系防災行政無線の導入を図るよう働きかけています。

市町村防災行政無線(R5.3末)	沖縄	全国
整備率	87.8%	76.6%
うち同報系デジタル無線整備率	85.4%	70.5%

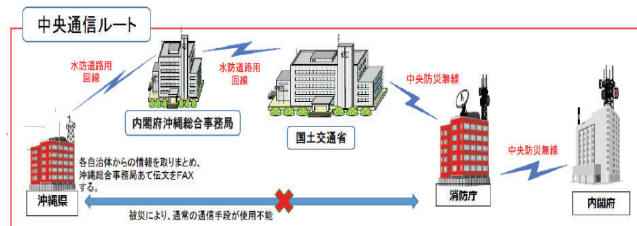


防災関係機関による情報伝達や住民への避難指示が確実に行われるよう、災害に強い情報通信ネットワークの構築を推進します。また、大規模災害等により平常時に使用している通信手段が使用できない場合を想定した非常通信ルートを確認するための検証を行います。

第86回全国非常通信訓練



実施日時：令和5年11月7日（火） 14時～15時15分
参加機関：内閣府、消防庁、国土交通省、沖縄総合事務局、沖縄県被災想定自治体3団体（石垣市、竹富町、与那国町）

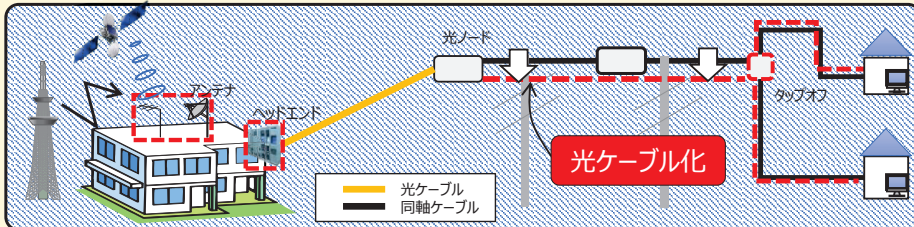


●中央通信ルート訓練
国（内閣府・消防庁経由）と沖縄県間の通信ルート

災害想定の下で実践的な訓練を実施。平常時使用している通信手段が使用できない状況下における非常時の通信伝達手段（非常通信ルート）の実効性の検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図る

災害時に放送により信頼できる災害情報が適切に提供されるよう、テレビ・ラジオ等の予備送信設備、ケーブルテレビネットワークの光化、辺地共聴施設の設備更新による耐災害性強化を支援します。

災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業により、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部について補助金を交付しています。



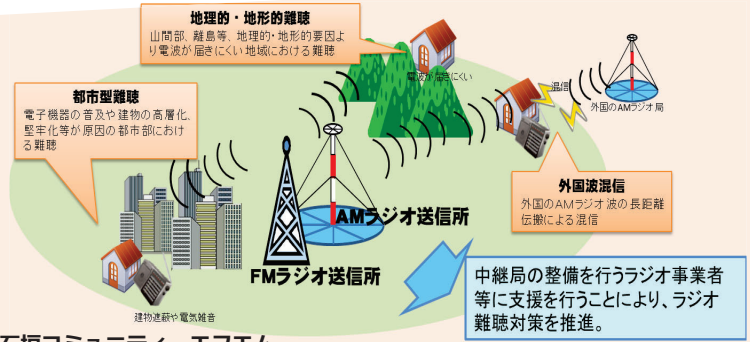
- 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
- 補助対象地域（以下の全ての条件を満たす地域）
①CATVが地域防災計画に位置づけられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域
- 補助率
・市町村及び市町村の連携主体：1/2
・第三セクター：1/3

〈令和2年度補正〉事業完了
宮古島市（一部地域）・・・宮古テレビ（株）
〈令和4年度当初〉事業継続
多良間村・・・多良間村

平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、民放ラジオ難聴解消事業により、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部について補助金を交付しています。

- 事業主体
民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
- 補助対象地域
難聴対策としての中継局整備
- 補助率
・地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
・都市型難聴 1/2

〈令和元年度当初〉事業完了
(株)エフエムみやこ、(有)石垣コミュニティーエフエム



新たに、衛星インターネット、公共ブロードバンドシステムや公共安全モバイルシステムなどの災害対策用機器の貸出対象機器の種類が増えたため、地方公共団体に対して周知広報を行います。また、災害発生時及び災害の発生が想定される場合には、地方公共団体等に対して無線通信機器等の貸出を行います。

貸出用移動通信機器

公共ブロードバンド移動通信システム
(数キロ離れた固定2地点間で専用回線を実現)

親機

子機

ウェアラブルカメラ
ウェアラブルカメラ専用PC

衛星インターネット(スターリンク)
～携帯電話が使えない場所でWiFiを多数で使える～

通信速度
下り：40～220Mbps
上り：8～25Mbps

発動発電機等
衛星インターネット8-12時間使用目安、ガソリン携行缶、電エドラムつき

MCA無線機		簡易無線機(数キロ程度)	
	MCA+		
衛星携帯電話(一部再掲)			
ワイドスターII	アイセツフォン2	イリジウム	スラーヤ
専用Wi-Fiルーター			可搬型電池システム



台風、地震、津波等の災害時における通信・放送サービス等の確保に資するために、平常時からの電気通信事業者、放送事業者、地方公共団体や国の出先機関等の関係機関との連携や情報共有等の必要な措置を講じます。また、地方公共団体が行う防災訓練に参加し、情報収集のための伝達訓練や災害対策用機器の輸送・設置訓練、さらに公共安全LTEを使用した連携訓練を実施します。

★美ら島レスキュー

沖縄県及び陸上自衛隊西部方面隊第15旅団の共催により、沖縄で発生した大規模地震及び津波を想定した図上・実動訓練を実施して、防災関係機関との連携を強化するとともに災害対処能力の向上を図ることを目的として、毎年実施しています。

※平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書 被害想定 沖縄県全体より抜粋



公共ブロードバンドシステム実証訓練の実施

↑訓練については、最も甚大な被害となる琉球海溝型地震(沖縄本島南東沖地震3連動)に伴う被害を想定

○ 公共安全モバイルシステムを活用した防災訓練への取組



◆「公共安全モバイルシステム」は、防災関係機関が共同で利用し災害発生時等において相互の円滑な通信や情報共有の確保が可能となる通信システムです。

◆令和5年度沖縄県総合防災訓練において、公共安全モバイルシステム活用して訓練会場の様子を撮影して伝送する訓練を実施

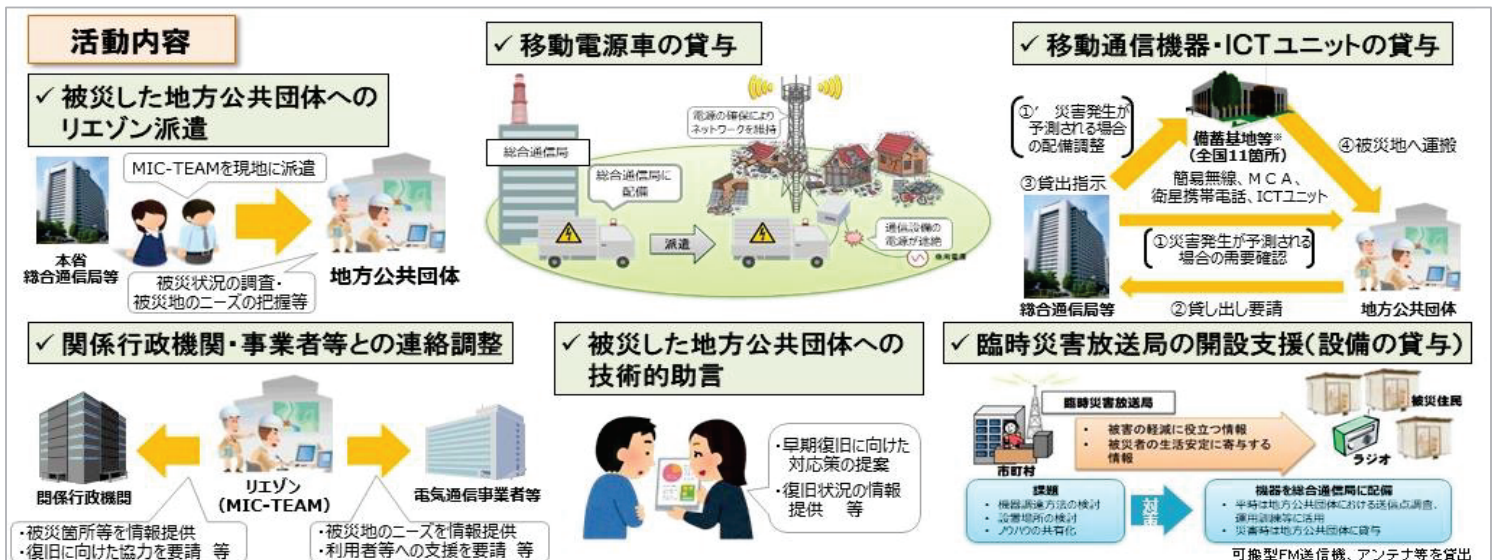


※被災現場の様子を複数機間で同時に情報共有が可能

重大な被害が想定される大規模災害時又は発生するおそれがある場合、速やかに地方公共団体の災害対策本部ヘリエゾン(情報連絡員)を派遣し、被災地における災害情報の収集や災害対策に係る関係機関との連絡調整等を行うとともに、地方公共団体からの要請に対し通信の確保に係る災害対策用機器の貸出に対応します。

★総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、①情報通信分野における被災状況の詳細な把握、②早期復旧その他災害応急対応に関する技術的な支援や関係行政機関・事業者等との連絡調整等を円滑かつ迅速に実施することを通じて、情報通信手段の確保に向けた災害対応支援を行います。

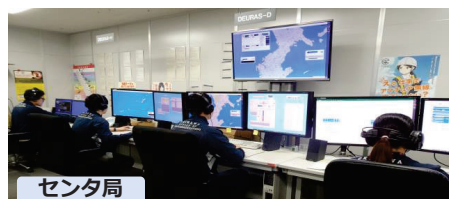


重要無線通信を確保するため、関係免許人との連携強化を図り、重要無線通信妨害が発生した場合には、機動的かつ迅速な排除に取り組みます。また、不法電波の発射源特定に不可欠な電波監視システム(DEURAS)の整備・拡充を図ります。

★**電波監視システム (DEURAS)**は、主要都市等に設置した15カ所のセンサ局等を沖縄総合通信事務所にあるセンタ局から遠隔操作し、電波発射源の位置を迅速に特定するシステムです。混信・妨害源の排除など電波監視業務を24時間体制で行っています。

※重要無線通信妨害とは：

- (1) 次の無線通信への混信妨害・緊急用周波数の無線通信 / 電気通信業務用の無線通信 / 公共業務用の無線通信/放送事業用の無線通信 / 基幹放送用の無線通信
- (2) (1)の他、次の通信事項の一般業務用無線局への混信妨害・海上測量業務に関する事項 / 航空機の運用に関する事項 / 医療業務に関する事項 / 他



センタ局



混信・妨害調査模様



妨害発生から特定まで



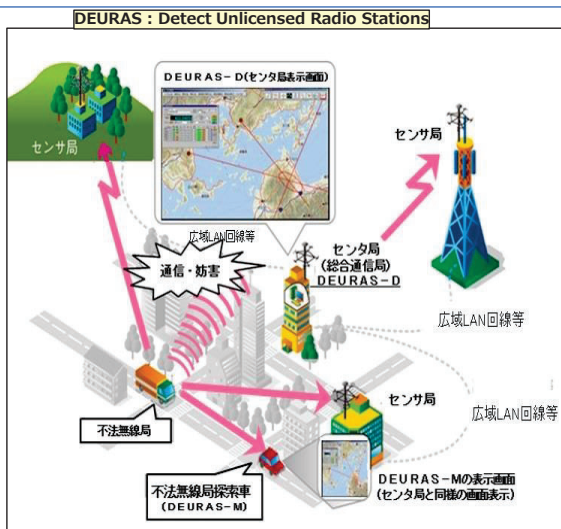
関係免許人との情報交換



センサ局

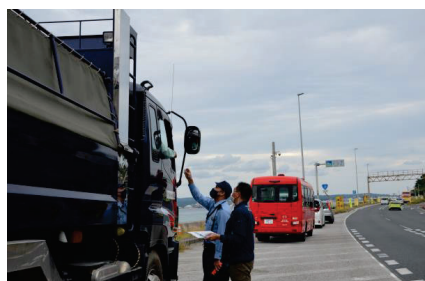


総合測定車



捜査機関と連携した不法無線局の取締りや不法・違法無線局の申告等に対して電波監視、不法無線局の探査、規正用無線局による規正等を行い、不法無線局の排除及び違反無線局の是正に取り組みます。また、日本の技術基準に適合していない外国規格無線機器など販売状況等を調査し、販売店等への指導、勧告を行うなど、技術基準不適合無線機器の流通抑止に取り組みます。

警察署との共同取締り



アマチュア無線等取締

海上保安庁との共同取締り



船舶無線等取締

不法無線局の把握



不法無線局の調査

不法無線機の例 (技術基準に適合しない、免許を受けていないなど)



外国規格無線機 (FRS)



外国規格無線機 (広帯域無線機)



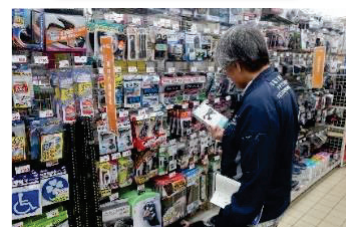
ベビーモニター



携帯電話等通信機能抑止装置



ワイヤレスカメラ



販売店での調査

電波利用環境に関する意識向上を図るため、電波利用ルールに関するポスター・リーフレットの関係機関への発送や大型ビジョン放送による広告など、効率的・効果的な周知啓発活動に取り組みます。

また、医療機関における電波利用のトラブルを防止し、安心・安全な電波利用を実現するために、説明会の開催などを通じて、周知啓発に取り組みます。



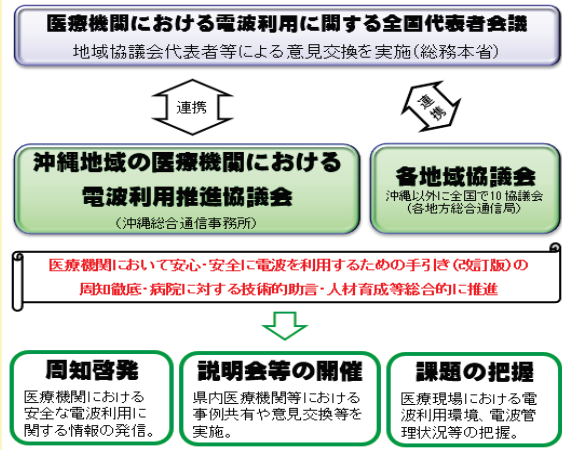
電波利用環境保護周知啓発用ポスター

無線局検査において民間能力を活用する登録検査等事業者制度の適正な運用に関して現状確認を実施し、必要に応じて立入検査などの指導監督を行います。
【沖縄管内：R 6. 3. 31現在】

- 登録検査事業者・・・1者
- 登録点検事業者・・・30者
- ◇令和5年度現状調査実績・・・7件
- ◇令和5年度立入検査実績・・・7件

沖縄地域の医療機関における電波利用推進協議会
平成29年9月に創設。医療現場における電波利用の周知活動等を実施。

沖縄地域の医療関係の従事者・機関及び機器販売業者、並びに通信用事業者と関係行政機関で構成。（令和6年4月現在90会員）



電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です!

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのが決められています。電波の不正利用は命の危険につながることも。「バシなきや平気」は通用しません。もし電波法に違反するとこんな罰則があります!

電波法違反の罰則

Case 1 不正無線局を開設、または運用した場合
1年以下の懲役 または100万円以下の罰金

Case 2 不正電波で重要な無線通信を妨害した場合
5年以下の懲役 または250万円以下の罰金

※「不正電波利用」、「不正電波利用」、「不正電波利用」など、ほとんどが罰金、検挙時や検挙中に罰金に変わります。

不正電波を取り締まる DEURAS デュラスシステム

電波電波は不正電波などを取り締まるため電波監視システム「DEURAS(デュラス)」を運用しています。全国に設置されたセンサ局や不正無線局探知車で、不正電波の発射源を探します。

1. 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を

国内で使用する無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク(技術標準適合証明等のマーク)」。

マークのないものは「免許を受けられない/違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際は、十分ご注意ください。詳しくは、最寄りの総合通信局等へお問い合わせください。

技適マークってどこに付いているの?

無線LAN 延長ケーブルの機器・電源

ワイヤレスイヤホン(本体や充電器など)

トランシーバー・直営店または販売店に付いた部分

スマートフォン等では、液晶画面に表示される場合もあります

多くの場合、無線機器の見やすい場所に表示されているが、ディスプレイに表示されていない無線機器を扱う時、使う時はちゃんとチェックしてね!

※技適マークが表示されている場合でも、免許申請等の手続が必要な無線機器も存在します。必要となる手続をご確認の上、無線機器を購入してください。

2. 外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは日本の電波法に適合していないため国内では使用できない場合があります。使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

※日本電波法等が持ち込みWi-Fi端末等は入国の日から90日以内に限り一定条件を満たせば利用可能です。
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

3. 電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要。免許状は無線設備の設置(常置)場所に備え付け、従事者は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許(更新)手続きも忘れずに行ってください。

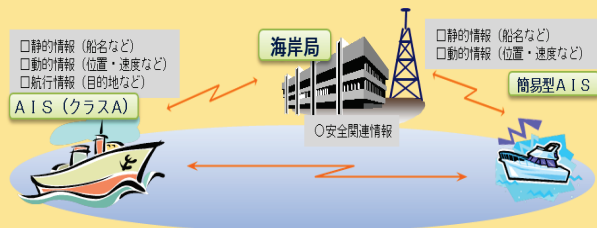
ルールを守って正しく使おう!

アマチュア無線は仕事に使用しません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って正しく利用しましょう。

無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

小型船舶の海難事故（衝突・乗揚）が依然として高い状況にあり、これを未然に防ぐ手段としてAIS（船舶自動識別装置）が有用となっています。総務省では小型船舶への導入促進のため免許手続きの簡素化や無線局定期検査の不要化を措置しており、国土交通省ほかとも連携し、漁業関係者へ働きかけます。また、漁船の海難事故防止のため、沖縄県と連携して、自動で遭難位置を発信できるPLB（遭難自動通報設備）の整備を促進します。

★AIS(Automatic Identification System)は、周囲の船舶局や海岸局に対して、自船の船名、位置、速度、目的地などの情報を、国際VHF周波数2波を用いて自動的に送受信し、周囲の船舶の動静を把握するシステムをいいます。



船舶局(全体)	1位	2位	3位	全国
	北海道	沖縄県	兵庫県	
	1,457	1,294	616	10,216
船舶局(漁船)	1位	2位	3位	全国
	北海道	沖縄県	長崎県	
	1,330	1,153	401	6,810

簡易型AISを設置する船舶局数（令和6年3月末現在）

★PLB (Personal Locator Beacon) は、船舶等から転落・漂流などした際、人工衛星を通じて、海上保安庁に遭難したことを通報する装置です。

世界では欧米を中心に50万台以上普及していますが、これまで、我が国でのPLBの使用は認められていませんでした。

しかし、我が国でも遭難自動通報局の無線局免許を受ければ、海上における遭難時に限って使用できるようになりました。

PLBの製品例



画像提供：ドリユーマリンジャパン合同会社

PLBを使用するためのルール

- ✓ 無線局の免許が必要です。
- ✓ 本人（無線局免許状に記載された方）以外は使えません。
- ✓ 日本の技術基準に適合したPLBしか使えません。 技適マーク
- ✓ 万が一に備え、本人以外にも連絡できる方が必要です。

日本でもPLBが海上で使用できるようになりました！

PLB(Personal Locator Beacon:携帯用位置指示無線標識)は、個人が海上において、船舶等から転落・漂流などした際、人工衛星を通じて、海上保安庁に遭難したことを通報する装置です。

PLBは、世界では欧米を中心に50万台以上普及していますが、これまで、我が国でのPLBの使用は認められていませんでした。しかし、我が国でも遭難自動通報局の無線局免許を受ければ、海上における遭難時に限って使用できるようになりました。

PLBの製品例



画像提供：ドリユーマリンジャパン合同会社

PLBを使用するための条件

- ✎ 無線局の免許が必要です。
PLBは購入してすぐには使用できません。電波法により定められた手続きを行い、遭難自動通報局の無線局免許が必要です（無線従事者資格は必要ありません。）。
- ✎ 本人（無線局免許状に記載された方）以外は使えません。
PLBは、無線局の免許を受けた本人が海上で遭難したことを知らせるためのものです。他人へ貸したり、電波法で定める手続きを経ないで譲ったりすることはできません。他人が勝手に使用しないよう、保管の際にも十分注意しましょう。
- ✎ 日本の技術基準に適合したPLBしか使えません。
PLBは、技術基準適合証明等を取付たものでなければなりません。外国で販売されている技適マークがないPLBを使用した場合、電波法に違反するだけでなく、捜索救助活動に支障が出るおそれがあります。 技適マーク
- ✎ 万が一に備え、本人以外にも連絡できる方が必要です。
PLBから電波が発射された場合、海上での遭難の事実について問い合わせる場合がありますので、2名以上の方（家族、友人等）の連絡先を無線局免許の際の申請書に記入していただく必要があります。（変更があった時は届出が必要です。）

総務省
Ministry of Internal Affairs
MIC and Communications

国民の利便性と行政の効率的執行に資するための那覇第2地方合同庁舎(3号館)への庁舎移転について、周知等を行ない円滑に移転します。

沖縄総合通信事務所は、令和6年11月5日(火)に建築整備中の那覇第2地方合同庁舎3号館へ移転の予定です。

建築整備中の3号館には、沖縄総合通信事務所のほか、沖縄地区税関、沖縄気象台、沖縄総合事務局、南部国道事務所が移転予定です。また、1号館及び2号館には、沖縄総合事務局、沖縄行政評価事務所、沖縄労働局などがあり、多くの行政組織と近接することができることから、国民の利便性の向上等が期待されます。

※ 新住所：那覇市おもろまち2-1-1
(郵便番号及び固定電話番号に変更はありません)



那覇第2地方合同庁舎3号館完成イメージパース

沖縄総合事務局ホームページより



総務省トップ > 組織案内 > 地方支分部局 > 沖縄総合通信事務所

沖縄総合通信事務所

- トップページ
- 事務所の案内
- 報道資料
- 採用情報
- 調達情報
- 各種制度・手続き
- 地域情報化
- 電気通信・放送
- 無線通信
- 電波環境・監視
- 信書便事業
- 情報公開関係
- 統計・資料等
- よくあるご質問
- お問い合わせ先
- 関連サイト

総務省

沖縄防災ポータルサイト

沖縄デジタル映像祭

国民のためのサイバーセキュリティサイト

情報セキュリティ

沖縄総合通信事務所の紹介

総務省沖縄総合通信事務所 Okinawa Office of Telecommunications Ministry of Internal Affairs and Communications

沖縄の文化・社会経済の実情を踏まえた情報通信施策を推進しています。

【注意喚起】
総務省職員、電波監理審議会、サイバー対策室などを名乗り、うそや詐話を断る不審な電話が増えています。
総務省では、電話の利用率に關して、個人情報を探ねたり、金品を要求したりすることはありません。
このような不審な電話を受けられ、被害が疑われる場合には、警察に相談してください。

・総務省職員を名乗る不審電話にご注意ください。
・新型コロナウイルス感染症対策関連(総務省ホームページ)

報道資料

日付	内容
2024年5月27日	第74回「電波の日」・「令和6年度情報通信月間」記念式典を開催
2024年4月9日	「2024情報通信月間講演会 in 沖縄」の開催
2024年4月8日	「防災通信講演会」の開催
2024年4月1日	令和6年度高度無線環境整備推進事業に係る補助金の交付決定
2024年4月1日	沖縄総合通信事務所 令和6年度重点施策

RSS 以前の掲載更新

トピックス

令和6年度沖縄地方非常通信協議会 定期総会・表彰式、防災通信講演会の開催 令和6年4月22日

沖縄地方非常通信協議会(会長:総務省沖縄総合通信事務所長 越後 和徳)は、4月22日、那覇市内において、沖縄地方非常通信協議会総会・表彰式、防災通信講演会を開催しました。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/index.html>

資料編

管内の地域情報化推進施策等の現状	資－１
管内の主なICT指標	資－２
放送局周波数一覧（テレビ）	資－３
放送局周波数一覧（ラジオ）	資－４
無線局種別割合等	資－５
無線従事者免許取得状況等	資－６
不法無線局の出現件数の推移（沖縄）	資－７
混信・妨害等申告件数の推移（沖縄）	資－８
令和５年度行政相談件数（沖縄）	資－９



管内の地域情報化推進施策等の状況

自治体	支援施策				地域指定	防災無線		
						同報系	移動系	
1 那覇市	アドバイザー				振興地域	特別地区	同報系	MCA
2 宜野湾市	アドバイザー				振興地域		同報系	
3 石垣市	アドバイザー	地域D基盤活用			振興地域		同報系	
4 浦添市	アドバイザー				振興地域	特別地区	同報系	移動系 MCA
5 名護市	公衆無線LAN	アドバイザー			振興地域	特別地区	同報系	移動系
6 糸満市	アドバイザー				振興地域		同報系	
7 沖縄市	アドバイザー				振興地域		同報系	MCA
8 豊見城市	アドバイザー				振興地域		同報系	
9 うるま市					振興地域	特別地区	同報系	MCA
10 宮古島市	スマートS実証	クラウドP教育	ふるテレ	ドリームS	振興地域			
11 南城市	IoT実証	ICTシニア	アドバイザー	スマートC推進	振興地域			
12 国頭村							同報系	
13 大宜味村	IoT実証	アドバイザー					同報系	
14 東村	アドバイザー						同報系	移動系
15 今帰仁村							同報系	
16 本部町	北環				振興地域			
17 恩納村					振興地域		同報系	移動系
18 宜野座村					振興地域	特別地区	同報系	
19 金武町					振興地域			
20 伊江村	公衆無線LAN	アドバイザー	北環				同報系	移動系
21 読谷村	アドバイザー				振興地域		同報系	移動系 MCA
22 嘉手納町					振興地域		同報系	
23 北谷町	クラウドP教育	アドバイザー			振興地域		同報系	移動系
24 北中城村					振興地域		同報系	
25 中城村					振興地域		同報系	
26 西原町					振興地域		同報系	MCA
27 与那原町	アドバイザー				振興地域		同報系	
28 南風原町	アドバイザー				振興地域		同報系	MCA
29 渡嘉敷村							同報系	
30 座間味村							同報系	
31 豊間村	まち・ひと・しごと						同報系	
32 読名喜村							同報系	
33 南大東村	まち・ひと・しごと						同報系	移動系
34 北大東村							同報系	
35 伊平屋村							同報系	移動系
36 伊是名村							同報系	移動系
37 久米島町	公衆無線LAN	まち・ひと・しごと	アドバイザー				同報系	
38 八重瀬町					振興地域		同報系MCA	MCA
39 多良間村	高度無線	新たな日常					同報系	
40 竹富町	高度無線	ふるテレ					同報系	
41 与那国町	アドバイザー						同報系	
42 沖縄県	クラウドP教育							
43 北部広域市町村圏事務組合	北環							

区分	表示	事業名等
支援施策	ICTシニア	ICTシニアコミュニティ形成促進プロジェクト
	ドリームS	ICTドリームスクール実践モデル
	まち・ひと・しごと	ICTまち・ひと・しごと創生推進事業
	ふるテレ	ふるさとテレワーク推進事業
	公衆無線LAN	公衆無線LAN環境整備支援事業
	クラウドP教育	クラウド・地域人材利用型プログラミング教育実施モデル
	スマートS実証	スマートスクール・プラットフォーム実証事業
	IoT実証	地域IoT実証推進事業
	新たな日常	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業
	高度無線	高度無線環境整備推進事業
	地域D基盤活用	地域デジタル基盤活用推進事業
	スマートC推進	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業
	アドバイザー	地域情報化アドバイザー派遣制度
支援施策(他省庁等)	北環	北部振興事業(内閣府) ※北部広域ネットワーク整備事業、北部広域ネットワーク活用等情報化推進事業、北部地域ラジオ中継局設備機能強化事業(沖縄北部連携促進特別振興事業費)等
防災無線	同報系	市町村防災行政無線(同報系)
	移動系	市町村防災行政無線(移動系)
	MCA	市町村防災無線(MCA代替による移動系)
地域指定	地域振興	沖縄情報通信産業振興地域
	特別地区	沖縄情報通信産業特別地区
	ー	テレビア指定:沖縄県全域

※支援施策は、過去10年分(2014年度から2023年度)及び2024年度の一部を掲載。

管内の主なICT指標

	沖 縄	全 国	データの出所・調査年月等
光ファイバ (FTTH) 世帯カバー率%	99.73	99.84	総務省データ (令和5年3月末現在)
光ファイバ (FTTH) サービス契約数 (世帯普及率%)	437,741 (63.09)	40,169,055 (66.65)	総務省データ (令和5年12月末現在)
電話回線 (DSL) サービス契約数 (世帯普及率%)	1,513 (0.22)	253,791 (0.42)	
電波 (BWA) サービス契約数 (世帯普及率%)	911,993 (131.45)	86,820,278 (144.06)	
CATVインターネット契約数 (世帯普及率%)	8,711 (1.26)	6,167,474 (10.23)	
無線局数 (全国比率%)	833,532 (0.3)	321,634,586	総務省データ (令和6年3月末現在)
市町村防災行政無線整備数 全市町村数 (整備率%)	36 41 (87.8)	1,333 1,741 (76.6)	総務省データ (令和5年3月末現在) 整備市町村数=同報系又は移動系のいずれかが整備されている市区町村数 整備率=整備市町村数/全市町村数
CATV加入者数 (自主放送を行う登録設備) (世帯普及率%)	131,007 (18.9)	31,617,402 (52.5)	総務省データ (令和5年3月末)

● 放送局周波数一覧(テレビ)

地上デジタルテレビ放送局チャンネル一覧表

()内はリモコン番号

受信障害対策中継放送用

()内はリモコン番号

市郡名	局名	NHK		民間放送		
		総合(1)	教育(2)	琉球放送(3)	沖縄テレビ(8)	琉球朝日放送(5)
豊見城市	沖縄	17	13	14	15	16
浦添市	宜野湾	21	19	44	46	48
名護市	辺野古	37	35	39	41	43
	運天原	45	44	46	50	51
	東江	20	19	21	22	23
	呉我	45	36	47	49	51
	数久田	45	36	47	49	51
糸満市	大度	20	19	21	22	23
沖縄市	胡屋	36	25	30	31	33
	高原	36	25	30	31	33
うるま市	具志川	19	25	30	21	23
	沖縄石川	36	25	30	31	33
南城市	佐敷	36	25	30	31	33
	志喜屋	20	19	21	22	23
宮古島市	平良	17	13	14	15	16
石垣市	石垣	26	24	33	35	36
	川平	22	18	19	20	21
	今帰仁	38	40	34	32	42
国頭郡	本部	46	45	48	50	51
	辺土名	45	44	46	48	50
	恩納	19	25	30	21	23
中頭郡	北中城	34	32	38	40	42
島尻郡	久米島	33	25	30	31	32
	久米島東	20	19	21	22	23
	伊是名東	45	44	26	30	19
	伊是名西	37	39	31	33	35
	南大東	32	27	34	36	38
	北大東	42	40	44	46	48
宮古郡	多良間	22	18	43	45	47
八重山郡	祖納	17	13	32	42	48
	与那国	36	45	17	35	47
	内道	19	18	20	21	22

市町村	局名	NHK		民間放送		
		総合(1)	教育(2)	琉球放送(3)	沖縄テレビ(8)	琉球朝日放送(5)
名護市	久志SHV	45	36	47	49	51
	数久田SHV	29	24	26	27	28
糸満市	大浦SHV	20	19	21	22	23
	摩文仁SHV	48	44	45	46	47
うるま市	平敷屋SHV	48	44	45	46	47
	池味SHV	48	44	45	46	47
	宮城SHV	48	44	45	46	47
南城市	久手堅1SHV	36	25	30	31	33
	久手堅2SHV	36	25	30	31	33
	百名SHV	48	44	45	46	47
与那原町	阿知利SHV	48	44	45	46	47
八重瀬町	仲座SHV	20	19	21	22	23
	安谷屋1SHV	45	37	39	41	43
北中城村	安谷屋2SHV	45	37	39	41	43
	安谷屋3SHV	45	37	39	41	43
恩納村	恩納SHV	19	25	30	21	23
	太田SHV	19	25	30	21	23
	赤崎SHV	19	25	30	21	23
	南恩納SHV	19	25	30	21	23
	宇加地SHV	43	35	37	39	41
	喜瀬武原SHV	48	44	45	46	47
	瀬良垣1SHV	19	25	30	21	23
	瀬良垣2SHV	19	25	30	21	23
宜野座村	潟原北SHV	48	44	45	46	47
	潟原SHV	48	44	45	46	47
	松田SHV	48	44	45	46	47
	宜野座SHV	48	44	45	46	47
	漢那SHV	48	44	45	46	47

資-3

● 放送局周波数一覧(ラジオ)

AMラジオ放送局周波数一覧

単位:KHz(※印はFM:MHz)

局名	NHK第一	NHK第二	琉球放送	ラジオ沖縄
沖縄(親局)	549	1125	738	864
			92.1(※)	93.1(※)
名護	531	—	82.6(※)	80.1(※)
国頭	—	—	88.8(※)	86.3(※)
宮古	1368	1602		
伊良部	—	—	82.7(※)	84.1(※)
多良間	—	—	82.2(※)	83.6(※)
石垣	540	1521	78.5(※)	79.9(※)
川平	—	—	78.5(※)	79.9(※)
祖納	85.2(※)	83.1(※)	83.9(※)	81.5(※)
与那国	83.5(※)	80.3(※)	84.7(※)	79.5(※)
南大東	83.5(※)	—	81.4(※)	79.6(※)

FMラジオ放送局周波数一覧

単位:MHz

局名	NHK-FM	エフエム沖縄
沖縄(親局)	88.1	87.3
今帰仁	84.8	83.7
久米島	84.2	
平良	85.0	
伊良部	—	77.4
多良間	86.2	
石垣	87.0	
川平	77.7	
与那国	85.8	

コミュニティ放送局周波数一覧

単位:MHz

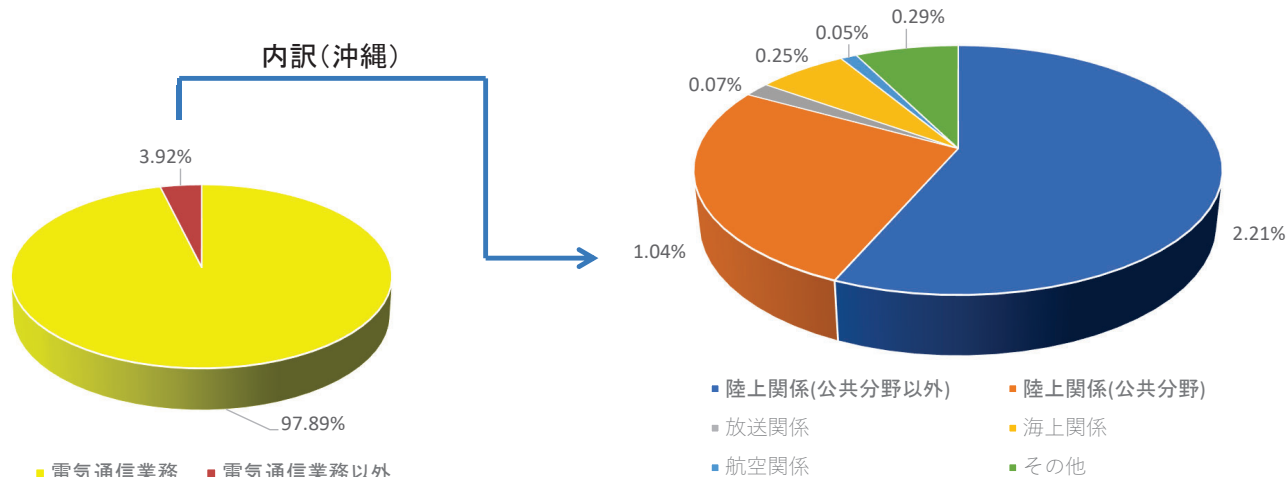
所在地	局名	周波数
那覇市	エフエムなは	78.0
	エフエムレキオ	80.6
宜野湾市	エフエムぎのわん	79.7
	ぎのわんシティエフエム	81.8
石垣市	エフエムいしがきサンサンラジオ	76.1
浦添市	エフエム21	76.8
名護市	エフエムやんばる	87.7
糸満市	エフエムたまん	76.3
沖縄市	エフエムコザ	76.1
	ミュージックタウンエフエム・オキラジ	85.4
豊見城市	エフエムとよみ	83.2
うるま市	エフエムうるま	86.8
宮古島市 多良間村	エフエムみやこ	76.5
本部町	エフエムもとぶ	78.2
読谷村	エフエムよみたん	78.6
与那原町	エフエムよなばる	79.4
久米島町	エフエムくめじま	89.7

資-4

無線局種別割合等

無線局数

年度	沖縄(千局)	全国(千局)
令和元年度	789	266,268
令和2年度	795	277,109
令和3年度	806	291,979
令和4年度	822	305,669
令和5年度	833	321,634



資-5

無線従事者免許取得状況等

無線従事者免許取得者数

年度	沖縄	全国
令和元年度	67,325	6,769,676
令和2年度	68,382	6,835,968
令和3年度	69,422	6,916,608
令和4年度	70,664	6,995,172
令和5年度	71,935	7,063,980

無線従事者関係の認定学校等一覧

試験が免除される資格	学校名	学部科名	免除される試験科目
第三級総合無線通信士	沖縄県立沖縄水産高等学校	総合学科情報通信系列	無線工学の基礎、英語
第二級総合無線通信士	沖縄県立沖縄水産高等学校	専攻科 無線通信科	無線工学の基礎、英語
第三級総合無線通信士	沖縄県立沖縄水産高等学校	専攻科 無線通信科	無線工学の基礎、電気通信術及び英語
第一級陸上無線技術士	国立大学法人琉球大学	工学部工学科電子情報通信コース	無線工学の基礎
第一級陸上無線技術士	国立大学法人琉球大学	工学部工学科電気システム工学コース	無線工学の基礎

◆ 国家試験の一部免除認定校

→ 総務大臣の認定を受けた学校等を卒業した方が、当該卒業の日から3年以内に実施される無線従事者国家試験を受ける場合は、申請によって試験科目の一部が免除されます。

免許を受ける事ができる資格	学校等名称	学科名
第一級陸上特殊無線技士	沖縄県立沖縄水産高等学校	専攻科無線通信科
第一級海上特殊無線技士	沖縄県立沖縄水産高等学校	専攻科漁業科
第二級陸上特殊無線技士	沖縄県立沖縄水産高等学校	総合学科情報通信系列
第二級海上特殊無線技士	沖縄県立沖縄水産高等学校	海洋技術科
第二級陸上特殊無線技士	沖縄県立美里工科高等学校	電子システム科
第三級陸上特殊無線技士	沖縄県立美里工科高等学校	電子システム科
第二級海上特殊無線技士	沖縄県立美里工科高等学校	電子システム科
第二級陸上特殊無線技士	沖縄県立八重山商工高等学校	機械電気科(電気コース)
第三級陸上特殊無線技士	沖縄県立八重山商工高等学校	機械電気科(電気コース)
第二級海上特殊無線技士	沖縄県立八重山商工高等学校	機械電気科(電気コース)

第二級陸上特殊無線技士	沖縄県立沖縄工業高等学校	情報電子科
第二級海上特殊無線技士	沖縄県立沖縄工業高等学校	情報電子科
第二級陸上特殊無線技士	沖縄県立那覇工業高等学校 定時制課程	電気科
第二級海上特殊無線技士	沖縄県立那覇工業高等学校 定時制課程	電気科
第二級陸上特殊無線技士	沖縄県立那覇工業高等学校 定時制課程	機械科
第二級海上特殊無線技士	沖縄県立那覇工業高等学校 定時制課程	機械科
第二級陸上特殊無線技士	沖縄県立美里工業高等学校	電気科
第二級海上特殊無線技士	沖縄県立美里工業高等学校	電気科
第二級陸上特殊無線技士	沖縄県立名護商工高等学校	工業技術科電気コース
第二級海上特殊無線技士	沖縄県立名護商工高等学校	工業技術科電気コース

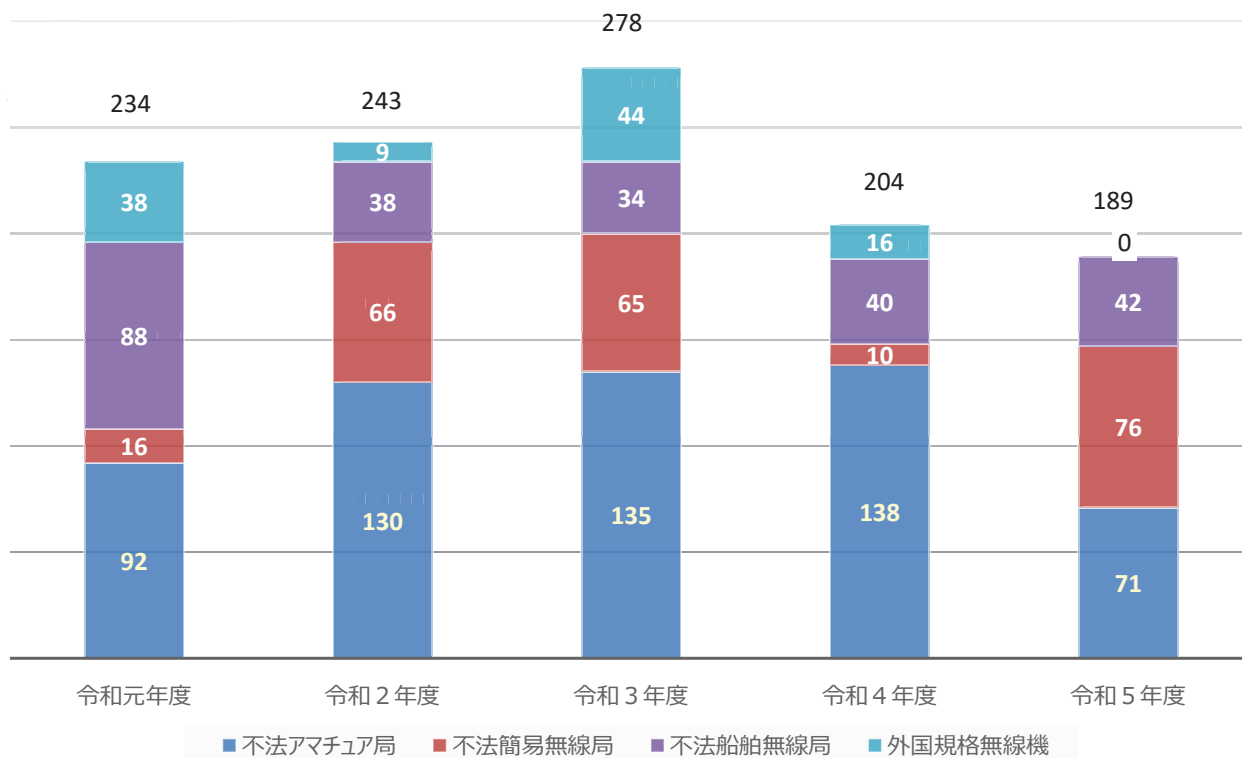
◆ 長期養成課程認定校

→ 総務大臣の認定を受けた長期型養成課程に開設される授業科目を履修して修了した方は、同養成課程の対象とする無線従事者の資格の免許を受けることができます。

資-6

● 不法無線局の出現件数の推移(沖縄)

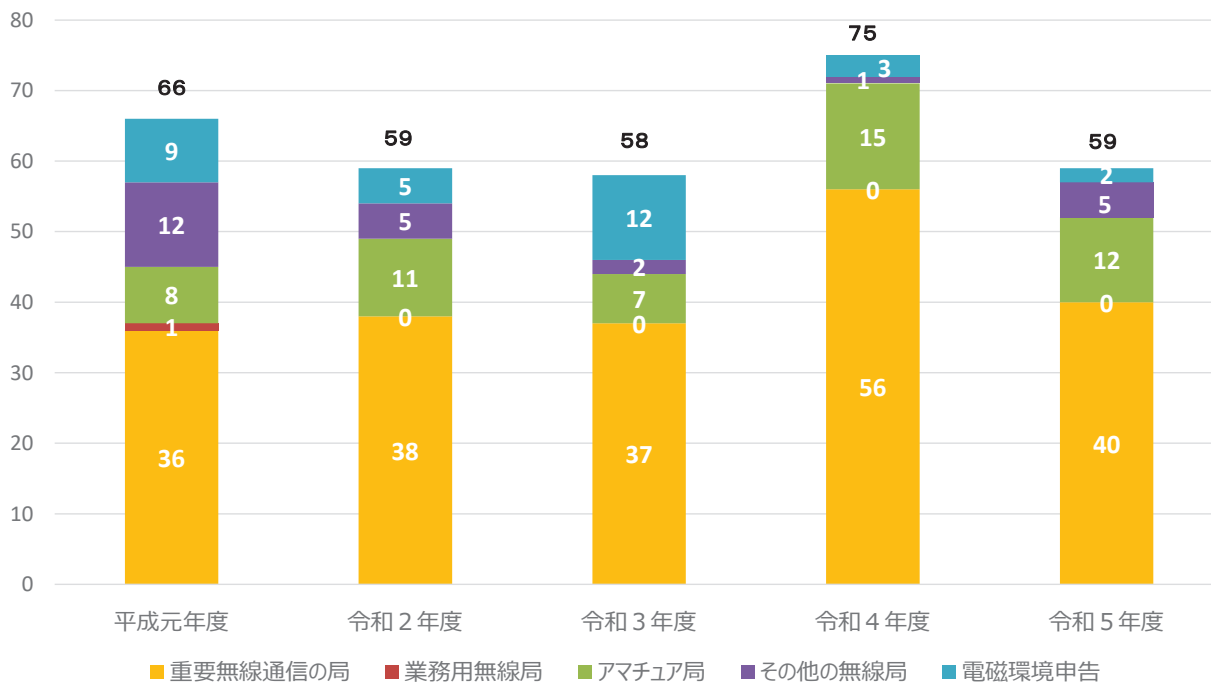
(件数)



資-7

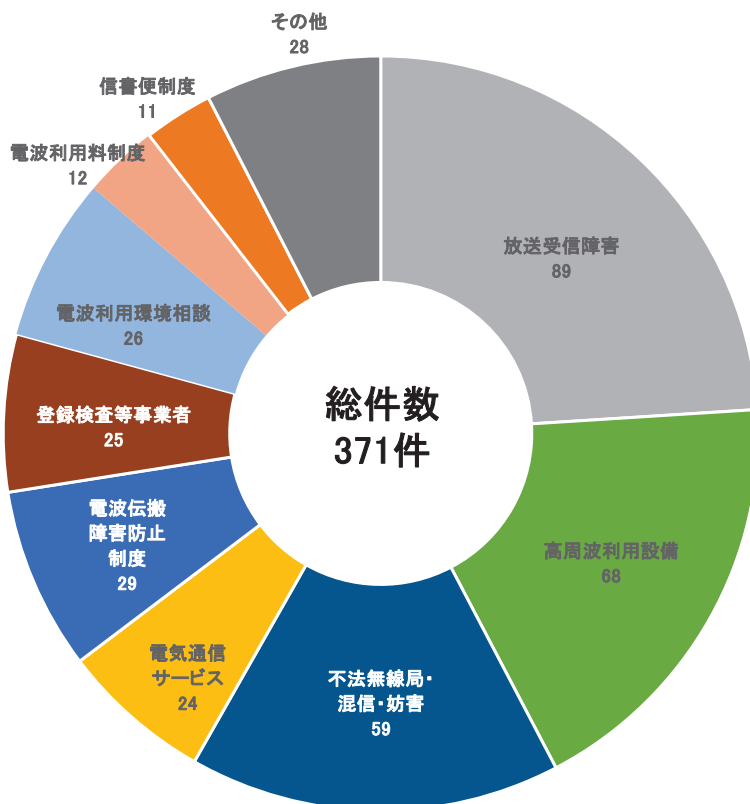
● 混信・妨害等申告件数の推移(沖縄)

(件数)



資-8

● 令和5年度行政相談件数（沖縄）



資-9

総務省 電波利用ホームページ

文字サイズ: 標準 大 特大 | サイトマップ | English

検索したい語句を入力

HOME 免許関係 電波利用料 電波環境 電波監視 周波数割当て 基準認証制度 その他

お知らせ

令和7年1月に電子申請・届出システムや電波利用ホームページ等をリニューアルします

無線局の開設等に係る申請・届出は「**電子申請**」をご活用ください。

電波利用料のスマホ決済アプリを利用した納付（納入告知書のバーコードをアプリから読み込むもの）について、PayBに加え、PayPay、au PAY及びd払いも、令和6年4月1日から使えるようになりました。（詳細は[こちら](#)）

「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）」の施行に伴う船舶又は航空機に開設する無線局の外資規制の廃止について[\[別紙参照\]](#)

無線局免許状等のスキャナ保存に係る制度改正のお知らせ[\[別紙参照\]](#)

高周波利用設備許可状のスキャナ保存に係る制度改正のお知らせ[\[別紙参照\]](#)

令和5年4月20日から施行の改正電波法について（外資規制関係）（詳細は[こちら](#)）

目的別メニュー

無線局に関する電子申請	申請書等のダウンロード	検索・統計
電波利用料を計算する	電波に関する法令を調べる	問い合わせ先を調べる

<https://www.tele.soumu.go.jp/>

情報通信に関するご相談については、こちらになります。

- 沖縄総合通信事務所（代表） (098) 865-2300
- ICT全般に関するご相談 (098) 865-2390
- 電波利用料の徴収に関するご相談 (098) 865-2303
- 地域情報化に関するご相談 (098) 865-2304
- 電気通信サービスに関するご相談 (098) 865-2302
- 地方公共団体のICTを利用した災害対策に関するご相談 (098) 865-2300
- テレビ・ラジオの受信障害に関するご相談 (098) 865-2307
- サイバーセキュリティに関するご相談 (098) 865-2302
- 無線局の免許に関するご相談 (098) 865-2305
- 無線従事者の免許に関するご相談 (098) 865-2315
- 不法無線局、混信・妨害等に関するご相談 (098) 865-2308
- 信書便事業に関するご相談 (098) 865-2388



所在地：〒900-8795
沖縄県那覇市旭町 1 - 9
カフーナ旭橋 B 街区 5 F

※令和6年11月に
沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎 3号館 に移転予定



沖縄総合通信事務所ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>

